

○桐生市魅力大使及びふるさと大使設置要綱

(令和6年3月1日施行)

(設置)

第1条 本市の自然、歴史、文化、産業等の魅力ある地域資源(以下「魅力」という。)を市の内外に発信することで、本市の認知度及びイメージの向上を図るため、桐生市魅力大使(以下「魅力大使」という。)及び桐生市ふるさと大使(以下「ふるさと大使」という。)を設置する。

(職務)

第2条 魅力大使及びふるさと大使(以下「大使等」という。)の職務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 大使等が活動する様々な場面における本市の広報
- (2) 本市が実施する各種事業への協力
- (3) 本市の発展に寄与する情報の提供及び助言
- (4) その他大使等の職務として市長が必要と認める事項

(大使等の要件)

第3条 魅力大使は、次に掲げる要件を全て満たし、本制度の趣旨に賛同する者を市長が委嘱する。

- (1) 桐生市出身又は桐生市にゆかりのある者
- (2) 各分野において全国的又は国際的に活躍し、多くの人々から敬愛されている者
- (3) 桐生市に理解、関心及び愛着がある者
- (4) 桐生市の魅力を紹介する機会を有する者

2 ふるさと大使は、次に掲げる要件を全て満たし、本制度の趣旨に賛同する者を市長が委嘱する。

- (1) 桐生市出身又は桐生市にゆかりがあり、群馬県外に在住する者
- (2) 桐生市に理解、関心及び愛着がある者
- (3) 桐生市の魅力を紹介する機会を有する者
- (4) 第1号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、本人の同意を得て、委嘱することができる。

(任期)

第4条 大使等の任期は、委嘱された日から当該委嘱日の属する年度の3月31日までとする。ただし、任期終了の30日前までに本市又は大使等のいずれかから書面による任期を更新しない旨の意思表示がないときは、同一の条件で、1年間任期が更新されるものとし、以降も同様とする。

(解嘱)

第5条 市長は、前条の規定にかかわらず、大使等が次の各号のいずれかに該当するときは、これを解嘱することができる。

- (1) 大使等としての職務の遂行に支障があると認めるとき。
- (2) 大使等として本市のイメージを損なう行為があったとき。
- (3) 大使等から辞退の申出があったとき。
- (4) 相当の期間にわたって大使等としての活動実績がなかったとき。
- (5) その他特別な事由があるとき。

(報償等)

第6条 大使等の活動は、無償とする。ただし、魅力大使がイベントへの参加その

他本市からの依頼により日時を定めて広報活動を行う場合においては、報償費及び当該活動に必要な経費を、予算の範囲内で支給することができる。

2 前項の広報活動等で魅力大使が旅行をした場合は、予算の範囲内において、費用弁償として旅費を支給することができる。

3 市長は、第2条各号に掲げる活動に関して、次に掲げる支援を行うことができる。

(1) 魅力大使の名刺作成

(2) 大使等への広報紙その他市政情報の提供

(3) その他大使等の活動に必要と認められるもの

(庶務)

第7条 大使等に関する庶務は、シティブランディング主管課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、大使等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。